

## ○高知市都市公園条例

(昭和 35 年 3 月 23 日条例第 7 号)

改正	昭和 38 年 6 月 25 日条例第 38 号	昭和 39 年 3 月 30 日条例第 31 号	昭和 40 年 8 月 1 日条例第 22 号
	昭和 41 年 7 月 20 日条例第 15 号	昭和 42 年 3 月 25 日条例第 13 号	昭和 42 年 10 月 15 日条例第 48 号
	昭和 43 年 3 月 30 日条例第 11 号	昭和 43 年 8 月 1 日条例第 19 号	昭和 43 年 12 月 27 日条例第 56 号
	昭和 44 年 3 月 31 日条例第 5 号	昭和 44 年 3 月 31 日条例第 9 号	昭和 45 年 4 月 1 日条例第 5 号
	昭和 45 年 7 月 15 日条例第 30 号	昭和 46 年 3 月 15 日条例第 1 号	昭和 47 年 4 月 1 日条例第 29 号
	昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号	昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号	昭和 48 年 7 月 15 日条例第 36 号
	昭和 48 年 12 月 25 日条例第 50 号	昭和 49 年 4 月 1 日条例第 29 号	昭和 49 年 7 月 1 日条例第 45 号
	昭和 49 年 9 月 10 日条例第 57 号	昭和 49 年 12 月 25 日条例第 80 号	昭和 50 年 5 月 1 日条例第 19 号
	昭和 50 年 7 月 25 日条例第 23 号	昭和 50 年 10 月 7 日条例第 54 号	昭和 51 年 4 月 1 日条例第 10 号
	昭和 51 年 12 月 25 日条例第 67 号	昭和 52 年 4 月 1 日条例第 10 号	昭和 54 年 4 月 1 日条例第 19 号
	昭和 56 年 4 月 1 日条例第 13 号	昭和 59 年 4 月 1 日条例第 17 号	昭和 60 年 7 月 2 日条例第 36 号
	昭和 63 年 4 月 1 日条例第 8 号	平成 3 年 12 月 25 日条例第 39 号	平成 5 年 4 月 1 日条例第 18 号
	平成 6 年 4 月 1 日条例第 20 号	平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号	平成 7 年 4 月 1 日条例第 24 号
	平成 7 年 10 月 1 日条例第 49 号	平成 8 年 4 月 1 日条例第 17 号	平成 9 年 4 月 1 日条例第 11 号
	平成 11 年 10 月 5 日条例第 56 号	平成 12 年 4 月 1 日条例第 2 号	平成 17 年 1 月 1 日条例第 66 号
	平成 17 年 4 月 1 日条例第 77 号	平成 17 年 10 月 15 日条例第 119 号	平成 18 年 10 月 1 日条例第 57 号
	平成 20 年 1 月 1 日条例第 23 号	平成 21 年 1 月 1 日条例第 17 号	平成 22 年 10 月 1 日条例第 60 号
	平成 23 年 3 月 29 日条例第 4 号	平成 25 年 1 月 1 日条例第 33 号	平成 26 年 1 月 1 日条例第 1 号
	平成 28 年 1 月 1 日条例第 8 号	平成 29 年 10 月 1 日条例第 57 号	平成 30 年 1 月 1 日条例第 8 号
	平成 30 年 4 月 1 日条例第 49 号	平成 31 年 4 月 1 日条例第 9 号	

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 都市公園の設置及び管理(第 2 条—第 12 条の 2)
- 第 3 章 駐車場の管理(第 12 条の 3—第 12 条の 17)
- 第 4 章 雑則(第 13 条—第 18 条)
- 第 5 章 罰則(第 19 条—第 22 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。), 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。)及び都市公園法施行規則(昭和 31 年建設省令第 30 号)に定めるもののほか、本市が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 都市公園の設置及び管理

(都市公園の設置及び規模に関する技術的基準)

第2条 法第3条第1項に規定する条例で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第2条の3に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の2 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 敷地面積が10ヘクタール未満の都市公園 100分の2（市長が必要と認めるものにあつては、100分の4）
  - (2) 敷地面積が10ヘクタール以上の都市公園 100分の6
- (公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第2条の5 都市公園についての政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設に関する制限)

第2条の6 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50(第2条の3第1項第4号に掲げる都市公園にあつては、100分の65)とする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項各号に掲げる行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

6 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第4条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土石、竹木等の物件を放置し、若しくは堆積し、又は土地の形質を変更すること。

(4) みだりに鳥獣、魚類その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) たき火、炊事その他火気を使用すること。

(6) 公衆に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(8) 立入禁止区域に立ち入ること。

(9) 都市公園をその用途外に使用すること。

（利用の禁止又は制限）

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（公園施設の設置若しくは管理の許可申請者の資格及び申請書の記載事項）

第7条 法第5条第1項の規定により都市公園内において公園施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

2 法第5条第1項に規定する申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。以下同じ。）

イ 種類及び数量

ウ 設置の目的

- エ 設置の期間
- オ 設置の場所
- カ 公園施設の構造
- キ 公園施設の管理の方法
- ク 工事实施の方法
- ケ 設置工事期間
- コ 都市公園の復旧方法
- サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名
- イ 種類及び数量
- ウ 管理の目的
- エ 管理の期間
- オ 管理の方法
- カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用許可申請書の記載事項)

第8条 法第6条第2項に規定する申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名
- (2) 工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の種類及び数量
- (3) 占用物件の管理方法
- (4) 工事实施の方法
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 都市公園の復旧方法
- (7) その他市長の指示する事項

(許可を要しない占用物件の軽微な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書に規定する許可を要しない軽易な変更事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え  
(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表1に定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、算定した当該使用料に消費税法に規定する消費税の税率(以下「消費税率」という。)に消費税率に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に1を加えて得た率(以下「消費税等の率」という。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))を使用料として納付しなければならない。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 市長は、第3条第1項又は第3項の許可を受けた者が同条第5項に規定する場合に該当するときは、当該許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(公園施設の設置及び管理の委託)

第12条の2 市長は、法第5条第1項の規定に基づき、公園施設の設置及び管理に関する業務の全部又は一部を公共的団体に委託することができる。

### 第3章 駐車場の管理

(駐車場の利用許可等)

第12条の3 都市公園内の駐車場で次に定めるもの(以下「駐車場」という。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

名称 高知市桂浜公園駐車場

位置 高知市浦戸 779 番地

(駐車場の管理等)

第 12 条の 4 市長は、駐車場の管理を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例(平成 17 年条例第 69 号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第 12 条の 5 前条第 1 項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 駐車場を利用する車両の入出場のために必要な業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第 12 条の 6 指定管理者は、第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づく指定が効力を有する間、第 12 条の 3、第 12 条の 11 及び第 12 条の 15 に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(供用時間)

第 12 条の 7 駐車場の供用時間は、午前 6 時から午後 10 時 30 分までとする。

2 駐車場の有料供用時間は、午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。

3 市長は、管理上及び公益上必要があると認めるときは、前 2 項に規定する時間を変更することができる。

(供用の休止)

第 12 条の 8 市長は、駐車場の整備及び補修その他管理上必要があるときは、前条の規定にかかわらず、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示する。

(駐車場の使用料)

第 12 条の 9 第 12 条の 3 の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表 2 に掲げる額の範囲内において、市長が定める使用料を市長に納付しなければならない。

(利用料金の収入等)

第 12 条の 10 市長は、第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、前条の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。
- 3 利用料金は、別表2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用料金の減免及び還付については、第16条及び第17条の9の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第17条の9中「使用料等(第11条及び第12条の9に規定する使用料、第17条の3第1項に規定する分担金及び第17条の4第1項に規定する汚水処理施設使用料をいう。)」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(駐車の拒否)

第12条の11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第12条の12 利用者は、駐車場において、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設及び駐車中の車両を汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (4) 営業行為や演説、宣伝、署名運動及びこれに類似する行為をすること。
- (5) 飲酒運転及び無免許運転をすること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(立入禁止)

第12条の13 駐車場に駐車する車両の運転手、同乗者、乗客その他用務のある者以外の者は、駐車場に立ち入ることができない。

(造作等の制限)

第12条の14 利用者は、駐車場を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えてはならない。

(利用許可の取消し等)

第12条の15 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者については、その利用許可を取り消し、又は駐車場の利用を禁止する。

- (1) この条例及びこの条例に基づいて定める規則に違反する者
- (2) 法令に違反する行為を行つた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者  
(原状回復又は損害賠償義務)

第12条の16 駐車場及び附属設備を破損した者は、市長の定めるところにより、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前条の規定に基づく利用許可の取消しによつて、利用者が被つた損害について、市は賠償の責めを負わない。

(駐車場内における損害についての責任)

第12条の17 駐車場内における盗難、破損、車両相互の接触又は衝突によつて生じた損害その他の火災事変又は不可抗力による損害については、市は賠償の責めを負わない。ただし、市の責めによる損害については、この限りでない。

#### 第4章 雑則

(権利の譲渡禁止等)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(届出)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第12条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(使用料の徴収)

第15条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為については、都市公園の使用の許可の際に徴収する。

2 都市公園の使用の期間が会計年度をまたぐものについては、初年度分は使用の許可の際、次年度以降の分については当該年度分をその年度の始めに徴収する。

- 3 使用料が特に多額であるか、又は特別の事情により一時に納付することが困難であると認めるときは、分割徴収することができる。

(使用料の減免)

第 16 条 市長は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 3 条第 1 項、同条第 3 項又は第 12 条の 3 の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつて、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第 16 条の 2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第 17 条 第 2 条の 4 から第 12 条の 2 まで及び第 13 条から第 16 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(汚水処理施設の利用許可等)

第 17 条の 2 都市公園内の汚水処理施設で市長が別に定めるもの(以下「汚水処理施設」という。)を利用して汚水を排除しようとする者は、別に定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

- 2 汚水処理施設を利用することができる者は、当該汚水処理施設が設置された都市公園における公園施設の設置者又はこれに準ずる者その他市長が認める者とする。

- 3 市長は、第 1 項の規定による許可を受けた者(以下「汚水処理施設利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、汚水処理施設の利用を禁止し、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、汚水処理施設利用者が被つた損害については、市は賠償の責めを負わない。

- (1) 条例その他の法令及びこの条例の規定に基づき別に市長が定めた事項に違反したとき。

- (2) 次条に規定する汚水処理施設分担金又は第 17 条の 4 に規定する汚水処理施設使用料を納付しないとき。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(汚水処理施設分担金)

第 17 条の 3 市長は、汚水処理施設利用者に対し、汚水処理施設分担金(以下「分担金」という。)を賦課し、これを徴収する。

- 2 分担金は、排水設備を汚水処理施設に連絡する管に接続する際に賦課するものとし、その額は、汚水処理施設利用者 1 人につき 371,000 円とする。

3 市長は、分担金を賦課したときは、当該分担金の額及びその納付期限等を汚水処理施設利用者に通知しなければならない。

4 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、汚水処理施設利用者が分割納付の申出をしたときは、1年以内に分割して徴収することができる。

(汚水処理施設使用料)

第17条の4 市長は、汚水処理施設利用者から汚水処理施設使用料を徴収するものとする。

2 汚水処理施設使用料は、毎利用月において汚水処理施設利用者が排除した汚水の量(以下「汚水量」という。)に応じ、別表3により算定した額に消費税等の率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(汚水処理施設使用料の算定)

第17条の5 市長は、汚水処理施設使用料の算定の基準日として、あらかじめ定例日を定める。

2 市長は、定例日における汚水量を基に、その日の属する月分(以下「当月分」という。)及び前月分として汚水処理施設使用料を算定する。

3 前項の場合において、汚水量は、各月均等とみなす。ただし、当該汚水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を当月分に繰り入れる。

4 汚水量は、当該汚水処理施設利用者の水道の使用水量とする。ただし、これにより難しい場合には、汚水処理施設利用者から必要な資料の提出を求めて汚水量を認定することができる。

(特別な場合における汚水処理施設使用料の算定)

第17条の6 汚水処理施設の利用を休止し、又は廃止した場合その他市長が特に必要があると認めた場合は、定例日以外の日における汚水量を基に、汚水処理施設使用料を算定することができる。

2 汚水処理施設の利用を開始し、若しくは現に休止しているその利用を再開した場合又は前項に規定する場合における基本料金は、別に定める日割計算の方法により算定する。

3 前項の場合における従量料金は、当該利用日数が30日を超えない場合にあつてはその汚水量をもつて算定し、当該利用日数が30日を超える場合にあつては前条第2項及び第3項の規定の例により算定する。

(汚水処理施設使用料の徴収方法)

第17条の7 汚水処理施設使用料は、納入通知書により2箇月分をまとめて徴収する。

2 前条第1項に規定する場合における汚水処理施設使用料は、その都度これを徴収することができる。

(分担金及び汚水処理施設使用料の減免)

第17条の8 市長は、汚水処理施設利用者が国又は地方公共団体である場合その他市長が必要と認める場合においては、分担金及び汚水処理施設使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第17条の9 既納の使用料等(第11条及び第12条の9に規定する使用料、第17条の3第1項に規定する分担金並びに第17条の4第1項に規定する汚水処理施設使用料をいう。)は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

#### 第5章 罰則

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をしたもの
- (2) 第5条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第20条 詐欺その他不正の行為により使用料、分担金又は汚水処理施設使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第22条 法第5条の3の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に権原に基いて都市公園の一部を使用している者は、その権原に基いてなお使用することができるものとされている期間、当該使用をすることについて法第5条第2項又は法第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に春野町都市公園条例(昭和 57 年春野町条例第 699 号。以下「春野町条例」という。)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 4 編入日前に法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により春野町長の許可を受けた者に係る使用料（平成 19 年度分までに限る。）及び前項の規定によりこの条例の相当規定に基づき許可を受けたものとみなされた者に係る使用料については、この条例の規定にかかわらず、春野町条例の例による。
- 5 編入日前にした春野町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 38 年 6 月 25 日条例第 38 号)

- 1 この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に都市公園の一部の占用の許可を受け、使用中のものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 高知市公園条例(昭和 28 年高知市条例第 44 号)は、廃止し、同条例に規定する桂浜公園及び筆山公園は、それぞれ当該名称をもつてこの条例による都市公園とする。

附 則(昭和 39 年 3 月 30 日条例第 31 号)

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 40 年 8 月 1 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 41 年 7 月 20 日条例第 15 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 42 年 10 月 15 日条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 8 月 1 日条例第 19 号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 12 月 27 日条例第 56 号)  
この条例は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 5 号)  
この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 9 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 4 月 1 日条例第 5 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 7 月 15 日条例第 30 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 3 月 15 日条例第 1 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 4 月 1 日条例第 29 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号)  
この条例は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 7 月 15 日条例第 36 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 12 月 25 日条例第 50 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日条例第 29 号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条の 2 及び別表 3 の規定は、高知市桂浜公園有料駐車場開設の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 7 月 1 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 9 月 10 日条例第 57 号)

この条例は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 12 月 25 日条例第 80 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 5 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、昭和 50 年 5 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 7 月 25 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 10 月 7 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 25 日条例第 67 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高知市立児童遊園条例(昭和 41 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。  
第 3 条中「別表 2」を「別表 1」に改める。

附 則(昭和 52 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 4 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 7 月 2 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年4月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月25日条例第39号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。  
(道路占用料等に係る経過措置)
- 4 第17条から第19条までの規定(以下この項において「改正規定」という。)による改正後の条例の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に改正規定による改正前の条例の規定に基づき占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年4月1日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年4月1日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年4月1日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月1日条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成8年4月1日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表1(以下「改正後の別表1」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る使用料から適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占用の許可を受けた物件で施行日以後引き続き占有するもの(施行日以後占有の期間の満了により引き続き占有の許可を受けたものを含む。以下「継続物件」という。)に係る平成8年度以後の年度分の使用料は、当該継続物件に係る当該年度分の使用料として改正後の別表1の規定により算定して得た額が当該継続物件に係る前年度分の使用料に1.1を乗じて得た額(以下「調整使用料額」という。)を超える場合には、当該調整使用料額とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(道路占用料等に係る経過措置)
- 4 第22条、第23条及び第24条(高知市都市公園条例第17条の3第4項の改正規定を除く。)の規定による改正後の条例の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。  
(下水道使用料等に係る経過措置)
- 5 第24条(高知市都市公園条例第17条の3第4項の改正規定に限る。)、第25条及び第26条の規定による改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している汚水処理施設、下水道又は団地下水道の使用で施行日から平成9年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成11年10月5日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 第12条の規定による改正後の高知市都市公園条例(以下「改正後の都市公園条例」という。)別表1の規定は、平成10年4月1日から適用する。  
(高知市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に汚水処理施設の利用の許可を受けている者は、改正後の都市公園条例第17条の2第1項の規定による許可を受けた者とみなす。  
(罰則に関する経過措置)
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月1日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成17年4月1日条例第77号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月15日条例第119号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市都市公園条例第15条の4第1項の規定に基づき委託している駐車場の管理については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月1日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年1月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 1 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表 3 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成 22 年 10 月 1 日条例第 60 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例第 17 条の 6 第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に汚水処理施設の利用を開始し、若しくは現に休止しているその利用を再開した場合又は同条第 1 項に規定する場合における汚水処理施設使用料の算定(以下「利用の開始等に係る汚水処理施設使用料の算定」という。)から適用し、同日前の利用の開始等に係る汚水処理施設使用料の算定については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 1 月 1 日条例第 33 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 1 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(公園施設の設置等に係る使用料の経過措置)

- 11 第47条の規定による改正後の高知市都市公園条例第11条の規定は、平成26年4月1日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 12 第47条の規定による改正後の高知市都市公園条例第17条の4第2項の規定にかかわらず、平成26年4月1日前から継続して使用している汚水処理施設の使用で同日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(平成26年4月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、平成26年4月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。))から平成26年4月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 13 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成28年1月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年10月1日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年1月1日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の汚水の量に係る汚水処理施設使用料から適用し、施行日前の汚水の量に係る汚水処理施設使用料については、なお従前の例による。
  - 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る汚水処理施設使用料については、汚水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた汚水の量と施行日以後に係る日数に応じた汚水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成30年4月1日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日条例第 9 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。  
(公の施設に係る使用料の経過措置)
- 2 第 1 条から第 15 条まで及び第 17 条から第 40 条までの規定による改正後の条例の規定に基づく使用料については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表 1

1 公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合

公園施設の種類	単位	金額
都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 5 条第 5 項、第 6 項及び第 8 項に定める公園施設	1 平方メートル 1 年につき	700 円

2 公園施設を管理する場合

公園施設の種 類及び 名称	金額
売店及び休憩所	公営住宅法の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 55 号)による改正前の公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 12 条第 1 項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成 8 年政令第 248 号)による改正前の公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)第 4 条により算出した額の範囲内

3 都市公園を占用する場合

占用物件名	単位	金額
電柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)その他これに類するもの	第 1 種電柱	1 本 1 年につき 1,000 円
	第 2 種電柱	1 本 1 年につき 1,600 円
	第 3 種電柱	1 本 1 年につき 2,200 円
電話柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)その他これに類するもの	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 132 条第 2 項第 5 号及び電気通信事業法施行令(昭和 60 年政令第 75 号)第 8 条による土地等の使用の対価	
送電塔その他これに類するもの	1 平方メートル 1 年につき	1,400 円

公衆電話所	電気通信事業法第132条第2項第5号及び電気通信事業法施行令第8条による土地等の使用の対価		
水道管，下水道管，ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満	1メートル 1年につき	190円
	外径が0.4メートル以上	1メートル 1年につき	480円
工事用施設及び材料置場	1平方メートル 1日につき		30円
線類	上空	1メートル 1年につき	10円
	地下	1メートル 1年につき	5円
露店その他	1平方メートル 1月につき		150円

備考 第1種電柱とは，電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものを，第2種電柱とは，電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを，第3種電柱とは，電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

#### 4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為の種類	単位	金額	
物品の販売又は頒布，募金その他これらに類する行為	1人 1月につき	600円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1人 1月につき	700円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	撮影機1台 1時間につき	1,400円	
興行	1平方メートル 1日につき	20円	
第3条第1項第4号の行為	占有物件を設ける部分	1平方メートル 1日につき	30円
	占有物件を設けない部分	1平方メートル 1日につき	10円

別表2

自動車種別区分		普通自動車	小型・軽自動車	2輪自動車及び原動機付自転車	自転車
区分	1台1日	800円	400円	50円	無料
	1回につき				
定期駐車料金	1台1箇月につき	9,960円	4,980円	790円	

回数駐車料金	回数券 11枚つづり1冊	回数券 11枚つづり1冊	回数券 11枚つづり1冊
	8,000円	4,000円	500円

備考 この表において普通自動車、小型自動車及び軽自動車とは、それぞれ道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2輪自動車を除く。)の区分によることとする。

ただし、普通自動車のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に掲げる自動車種別分類番号3, 30から39まで及び300から399までのものは、小型自動車に区分する。

別表3

使用料月額		
基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
円 1,030	汚水量	料金
	1立方メートルから 10立方メートルまで	円 27
	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	138
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	166
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	197
	50立方メートルを超え 200立方メートルまで	258
	200立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	315
	1,000立方メートルを超えるもの	350

## ○高知市都市公園条例施行規則

(昭和 35 年 10 月 10 日規則第 49 号)

改正 昭和 40 年 4 月 1 日規則第 15 号 昭和 44 年 4 月 1 日規則第 23 号  
昭和 49 年 4 月 1 日規則第 26 号 昭和 51 年 4 月 1 日規則第 31 号  
昭和 51 年 12 月 25 日規則第 90 号 昭和 56 年 1 月 1 日規則第 1 号  
昭和 56 年 4 月 1 日規則第 21 号 昭和 60 年 7 月 2 日規則第 43 号  
平成 4 年 3 月 1 日規則第 9 号 平成 8 年 4 月 1 日規則第 22 号  
平成 9 年 4 月 1 日規則第 21 号 平成 9 年 4 月 1 日規則第 32 号  
平成 12 年 4 月 1 日規則第 16 号 平成 17 年 10 月 15 日規則第 142 号  
平成 18 年 4 月 1 日規則第 61 号 平成 22 年 10 月 1 日規則第 96 号  
平成 26 年 1 月 1 日規則第 10 号 平成 29 年 4 月 1 日規則第 88 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知市都市公園条例(昭和 35 年条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書の様式)

第 2 条 次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 3 条第 2 項に規定する都市公園使用許可申請書 様式第 1 号
- (2) 条例第 3 条第 3 項に規定する都市公園使用許可事項変更申請書  
条例第 7 条第 2 項第 3 号に規定する公園施設設置(管理)許可事項変更申請書 様式第 2 号

(3) 条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する公園施設設置許可申請書 様式第 3 号

(4) 条例第 7 条第 2 項第 2 号に規定する公園施設管理許可申請書 様式第 4 号

(5) 条例第 8 条に規定する都市公園占用許可申請書様式第 5 号

(許可申請書の添付書類)

第 3 条 前条第 1 号に規定する許可を申請しようとする者は、次の書類を許可申請書とともに提出しなければならない。

- (1) 使用の位置図
- (2) 工作物を設置しようとするときは、その構造図並びに仕様書。ただし、軽易なものについては省略することができる。

(使用料の額)

第 4 条 条例第 11 条において定める使用料の額は、別表に定める額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、算定した当該使用料に消費税法に規定する消費税の税率(以下「消費税率」という。)に消費税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に 1 を加えて得た率を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))とする。ただし、年額のもので年度の中途

に使用又は占有を許可したものは、許可の月から、年度の中途において期間を満了するものは、その月までを月割りで計算した額とする。

(駐車料金)

第5条 条例第12条の9に規定する使用料(以下「駐車料金」という。)は、条例別表2に掲げる額とする。

(料金表の掲示)

第6条 市長は、条例第12条の3に規定する駐車場(以下「駐車場」という。)の入口に駐車料金に関する事項を掲示して、駐車場を利用しようとする者に周知させなければならない。

(駐車料金の納付の方法)

第7条 駐車料金は、現金又は回数駐車券で納付しなければならない。

2 駐車料金は、車両(自転車を除く。以下同じ。)を入場させるときに納付しなければならない。ただし、有料供用時間前に入場し、有料供用時間内に引き続き駐車している車両については、出場させるときに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に定める方法で駐車料金を納付させることができる。

(利用の手続)

第8条 駐車場を利用しようとする者は、車両を入場させるときに駐車券の交付を受けなければならない。

2 定期駐車券により車両を駐車させる者は、車両を入場させるとき、又は係員から提示を求められたときに、定期駐車券を係員に提示しなければならない。

(利用者の心得)

第9条 条例第12条の3の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる利用者心得を遵守しなければならない。

(1) 駐車場において定められた位置に駐車すること。

(2) みだりに他の利用者の駐車位置や駐車場の事務所などに立ち入らないこと。

(3) 駐車中は、エンジンを停止し、施錠等して窓及び扉が開かないようにすること。

(4) 他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯しないこと。

(5) 事故が発生したときは、直ちに係員に連絡すること。

(6) その他係員の指示に従うこと。

(備付帳簿)

第10条 駐車場の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を作成し、備え付けておかななければならない。

(1) 駐車料金徴収日報

(2) 備品台帳

(3) その他管理に必要な書類

(指定管理者を指定した場合の取扱い)

第 11 条 条例第 12 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合における第 6 条及び第 7 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「駐車料金」とあるのは「利用料金」とする。

2 条例第 12 条の 10 第 4 項の規定により条例第 16 条の規定を準用する場合における次条の規定の適用については、同条中「第 16 条」とあるのは「第 12 条の 10 第 4 項において準用する条例第 16 条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 16 条の規定により使用料の全部又は一部を免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 国及び公社又は地方公共団体の行う事業又は施設で特に市長が公益上必要であると認めたとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の分納)

第 13 条 条例第 15 条第 3 項の規定により分割納付を認める場合における使用料の納付期日、分納回数及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用料の年額が 1 万円以上のもの

第 1 期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

第 2 期 6 月 1 日から 6 月 30 日まで

第 3 期 9 月 1 日から 9 月 30 日まで

第 4 期 12 月 1 日から 12 月 25 日まで

(2) 使用料の年額が 5,000 円以上 1 万円未満のもの

第 1 期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで

第 2 期 9 月 1 日から 9 月 30 日まで

2 前項の分割納付金の額は、均等割とする。

3 第 1 項の納付期日までに使用料を納付しないときは、高知市手数料並びに延滞金条例(平成 12 年条例第 3 号)の規定に基づき、督促手数料並びに延滞金を徴収する。

(汚水処理施設使用料の日割計算の方法)

第 13 条の 2 条例第 17 条の 6 第 2 項の別に定める日割計算の方法は、別に定めるもののほか、当該日割計算を行う事由の発生した日(以下「事由発生日」という。)から翌定例日までの期間又は定例日翌日から事由発生日までの期間の日数に 1 日当たりの単価を乗ずるものとする。

2 日割計算による基本料金に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(汚水処理施設使用料の納期限)

第 13 条の 3 汚水処理施設使用料の納期限は、条例第 17 条の 5 第 1 項に規定する定例日の属する月の翌月 20 日とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(公園管理人)

第 14 条 市長は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する公園施設の維持、改善、管理等の適切な運営を図るため必要と認める公園に都市公園管理人(以下「管理人」という。)を置くことができる。

(管理人の任免)

第 15 条 管理人は、市長が委嘱する。

2 管理人の任期は、2 年とする。

(管理人の権限と任務)

第 16 条 管理人は、条例第 5 条各号に掲げる事項のうち市長が委任する事項について市長の指示に従い、公園施設の管理をするものとする。

2 管理人は、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は条例第 3 条の規定に違反した行為を発見したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(公園管理人の証票)

第 17 条 管理人は、公園管理人証(様式第 6 号)を所持しなければならない。

(公園予定区域又は予定公園施設についての準用)

第 18 条 第 2 条から前条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(その他の必要事項)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 40 年 4 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 44 年 4 月 1 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 1 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 12 月 25 日規則第 90 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 1 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 4 月 1 日規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 7 月 2 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年 3 月 1 日規則第 9 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
(道路占用料等に係る経過措置)
- 4 第 3 条から第 6 条までの規定(以下この項において「改正規定」という。)による改正後の規則の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に改正規定による改正前の規則の規定に基づき占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日規則第 22 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 21 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(道路占用料等に係る経過措置)
- 5 第 5 条から第 8 条までの規定による改正後の規則の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占有又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料か

ら適用し、施行日前に占有又は利用の許可を受けたものに係る占有料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年4月1日規則第32号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月1日規則第16号)抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 4 第39条の規定による改正後の高知市都市公園条例施行規則別表の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月15日規則第142号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知市都市公園条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市都市公園条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成22年10月1日規則第96号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成26年1月1日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の高知市都市公園条例施行規則の規定は、平成26年4月1日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年4月1日規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市都市公園条例施行規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市都市公園条例施行規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

別表

- 1 削除

- 2 公園施設を管理する場合

公園施設の種類及び名称	金額
売店及び休憩所	公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号)第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第4条により算出した額の範囲内で市長が定める額

- 3 削除

- 4 削除

様式第1号

都市公園使用許可申請書(台帳)

[別紙参照]

様式第2号

許可事項変更申請書

[別紙参照]

様式第3号

公園施設設置許可申請書(台帳)

[別紙参照]

様式第 4 号

公園施設管理許可申請書(台帳)

[別紙参照]

様式第 5 号

都市公園占用許可申請書(台帳)

[別紙参照]

様式第 6 号

公園管理人証

[別紙参照]